

港北区放課後キッズクラブ運営法人選定評価委員会運営要綱

制 定 平成 27 年 8 月 5 日 港北こ第 1746 号（区長決裁）
最近改正 令和 8 年 8 月 1 日 港北こ第 1162 号

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、区長が、放課後キッズクラブ運営法人を選定するにあたり、横浜市放課後キッズクラブ運営法人の選定に関する要綱（平成 17 年 12 月 20 日 福子放第 10167 号。以下「選定要綱」という。）第 7 条に規定する運営法人選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（担任意務）

第 2 条 選定評価委員会の担任意務は次に定めるものとする。

- (1) 新規開設する放課後キッズクラブの運営を希望した法人を評価すること。
- (2) 運営法人が変更となる放課後キッズクラブの運営を希望した法人を評価すること。

2 前項の評価に基づき、選定候補者を特定し、区長に報告すること。

（委 員）

第 3 条 選定評価委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学校連携・こども担当課長
- (2) こども家庭支援課長
- (3) 地域振興課長
- (4) 総務課長
- (5) その他区長が必要と認める者

（委員長）

第 4 条 区長は、選定評価委員会に委員長を置くこととする。なお、委員長は、前条の委員のうち第 1 号及び第 5 号を除く委員の中から選任する。

2 委員長は、選定評価委員会の会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が定めた者が職務を代理する。

（関係職員の出席）

第 5 条 委員長は、必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（会 議）

第 6 条 選定評価委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 会議は委員長及び委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

- 3 会議において選定評価委員会は、応募法人から提出された申請書類のほか、その他資料を参考に応募法人を評価するものとする。
- 4 評価は評価票により行い、最も評価が高い法人を選定候補者として特定し、区長に報告するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、各委員の評価票の合計点が、総配点の6割を超えないときは、選定評価委員会は当該応募法人を選定候補者として特定することはできない。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正、公平に評価を行わなければならない。

- 2 委員は、自らがかわる法人が評価の対象となる場合は、その法人の評価を行うことはできない。

(庶務)

第8条 選定評価委員会の庶務は、港北区こども家庭支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定評価委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。